

特定非営利活動法人A SEED JAPAN 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ASEED JAPAN という。英文名をAction for Solidarity, Equality, Environment and Developmentとし、略称をASJとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、青年が中心となって、環境問題の中に内在する社会的不公正を解決することを目的とする。その際、以下の基本原則を踏まえて行動する。

(1) 環境問題を、経済や社会の構造そのものから見据えていく。

(2) 青年の立場から、環境問題をわかりやすく伝えていく。

(3) 長期的視野を持って社会を変えていく。

(性格)

第4条 この法人は、青年を中心として広く市民の自発的な参加を歓迎し、活動に関する一切の情報を公開し、地球的視野にたち、行動の原則として特定の政治宗教その他の勢力に偏せず、営利を目的とせず、いかなる暴力行為も認めず、基本的人権を尊重しながら、民主的な運営を行うものとする。

(特定非営利活動の種類)

第5条 この法人は前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 環境の保全を図る活動

(2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

(3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(4) 國際協力の活動

(5) まちづくりの推進を図る活動

(6) 情報化社会の発展を図る活動

(7) 経済活動の活性化を図る活動

(8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第6条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 環境及び社会問題に関する情報収集・提供事業。

(2) 環境及び社会問題に関する市民意識向上のための普及啓発事業。

(3) 環境及び社会問題に関する現状調査・研究報告事業。

(4) 環境及び社会問題に関する政策提言事業。

(5) その他目的を達成するのに必要な事業。

第2章 会員

(種別)

第7条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 準会員この法人の目的に賛同して入会した個人で、総会における議決権を有しないもの

(3) 賛助会員この法人の活動を援助する個人または団体

(入会)

第8条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとする。

3 代表は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 代表は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(3) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第11条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事（3名以上）

(2) 監事（1名以上）

2 理事のうち1名以上を代表とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 代表は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 代表及び理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 代表及び理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第16条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の

1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(3) 役員から理事会に辞任の申し出があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員への報酬は支払わないものとする。

2 役員は、その職務を執行するために要した費用は弁償することができる。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 会員の除名の承認

(5) 事業報告及び決算

(6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）の決定

(7) 解散における残余財産の帰属

(8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表が招集する。

2 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定によ

る請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会員総会の決議があつたものとみなす。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことによ

り、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 議事録は会員に対して書面若しくは電磁的方法により総会後 30 日以内に通知しなければならない。

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、代表が招集する。

2 代表は、前条第 2 号の規定による請求があつたときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事会参加者の互選により選任する。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし出席した理事の過半数の同意により、議決事項を追加する事が出来る。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若

しくは電磁的方法をもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任することができる。
3 前項の規定により書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者、または表決を委任した理事にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の補則)

第38条 理事会に関するその他の規定は、理事会の議決に基づき別に定める。

第5章 資産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるもののをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第28条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れをするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

（事務局の設置）

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第55条 事務局長及び職員の任免は、代表が行う。

（組織及び運営）

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

第10章 雜則

（細則）

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表 浅田麻衣

代表 梅本一成

理事 鈴木亮

理事 永田諭史

理事 西島香織

理事 羽仁カンタ

理事 宮腰義仁

監事 田邊有輝

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人が成立した日から平成26年4月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成27年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第45

条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第9条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（1）入会金 0円

（2）年会費

正会員学生3,500円 社会人5,500円

準会員学生3,000円 社会人5,000円

賛助会員個人10,000円 団体30,000円

7 この法人の設立当初の事務所の所在場所は、東京都新宿区新宿五丁目4番23号メゾンド道1階とする。

附則

この定款は、平成27年10月6日から施行する。

附則

この定款は、平成29年4月10日から施行する。